

(1) 給与と所得控除後の金額

給与等の収入金額[A](税込)	給与所得控除後の金額
55万1千円未満	0円
55万1千円以上161万9千円未満	[A]－55万円
161万9千円以上162万円未満	106万9千円
162万円以上162万2千円未満	107万円
162万2千円以上162万4千円未満	107万2千円
162万4千円以上162万8千円未満	107万4千円
162万8千円以上180万円未満	[A]÷4(千円未満の端数切捨て)…[B]⇒[B]×2.4+10万円
180万円以上360万円未満	[A]÷4(千円未満の端数切捨て)…[B]⇒[B]×2.8－8万円
360万円以上660万円未満	[A]÷4(千円未満の端数切捨て)…[B]⇒[B]×3.2－44万円
660万円以上850万円未満	[A]×0.9－110万円
850万円以上	[A]－195万円

(3) 所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が適用されます。

- ① 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合
- ・特別障害者に該当する
 - ・年齢23歳未満の扶養親族を有する
 - ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除
＝（給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10％

- ② 給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除
＝（給与所得控除後の給与等の金額（10万円を限度）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を限度））－10万円

※①の控除がある場合は、①の控除後の金額から控除します。

(4) 配偶者控除

あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得金額 48万円以下の場合	配偶者控除額		
一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者 (配偶者のうち70歳以上)	38万円	26万円	13万円

配偶者特別控除

あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得金額	配偶者特別控除額		
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

※令和元年度以降、配偶者控除、配偶者特別控除については、あなたの合計所得金額が 900 万円を超えると段階的に控除が下がる仕組みになり、合計所得金額が 1,000 万円を超えると、配偶者控除、配偶者特別控除の適用を受けることはできないことになりました。

(6) 生命保険料控除

	支払金額		控除額	
	新契約	旧契約	新契約	旧契約
生命	12,000円以下のとき	12,000円超32,000円以下のとき	全額	支払金額÷ 2 +6,000円
	32,000円超56,000円以下のとき	56,000円超のとき	支払金額÷ 4 +14,000円	28,000円
保	15,000円以下のとき	15,000円超40,000円以下のとき	全額	支払金額÷ 2 +7,500円
	40,000円超70,000円以下のとき	70,000円超のとき	35,000円	支払金額÷ 4 +17,500円
料				
控	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）			
	一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約のそれぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）。ただし、旧契約のみで計算した控除額が、控除の合計額より大きくなる場合は、旧契約のみで計算した控除額を適用。			

(2) 公的年金等の雑所得の金額 公的年金等の収入金額[A]－公的年金等控除額[B]

		公的年金等控除額(B)			
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
昭和（ 三十四年 65歳 月一 日以 降生 まれ）	公的年金等の 収入金額(A) (税込)				
	130万円以下	60万円	50万円	40万円	
	130万円超 410万円以下	$[A] \times 25\% + 27万5千円$	$[A] \times 25\% + 17万5千円$	$[A] \times 25\% + 7万5千円$	
	410万円超 770万円以下	$[A] \times 15\% + 68万5千円$	$[A] \times 15\% + 58万5千円$	$[A] \times 15\% + 48万5千円$	
	770万円超 1,000万円以下	$[A] \times 5\% + 145万5千円$	$[A] \times 5\% + 135万5千円$	$[A] \times 5\% + 125万5千円$	
		1,000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円
		公的年金等控除額(B)			
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
昭和（ 三十四年 65歳 月一 日以 降生 まれ）	公的年金等の 収入金額(A) (税込)				
	330万円以下	110万円	100万円	90万円	
	330万円超 410万円以下	$[A] \times 25\% + 27万5千円$	$[A] \times 25\% + 17万5千円$	$[A] \times 25\% + 7万5千円$	
	410万円超 770万円以下	$[A] \times 15\% + 68万5千円$	$[A] \times 15\% + 58万5千円$	$[A] \times 15\% + 48万5千円$	
	770万円超 1,000万円以下	$[A] \times 5\% + 145万5千円$	$[A] \times 5\% + 135万5千円$	$[A] \times 5\% + 125万5千円$	
		1,000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円

(5) 地震保険料控除

- ①地震保険契約による保険料のみを支払った場合
支払額 50,000円以下 控除額 支払保険料÷2
50,001円以上 25,000円（限度額）
- ②長期損害保険契約等による保険料のみを支払った場合
(経過措置として、平成18年末までに契約したものについては従前どおり適用)
支払額 5,000円以下 控除額 全 額
5,001円～15,000円以下 支払額÷2 +2,500円
15,001円以上 10,000円
- ③地震・長期の両方の契約があり、それぞれ保険料を支払った場合
①の式により求めた控除額＋②の式により求めた控除額（限度額25,000円）
- ※1つの契約で①と②両方支払がある場合は、**いずれか1つの契約のみ控除**
※短期損害保険契約等による保険料のみを支払った場合（平成20年度より廃止）

(7) 基礎控除

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

(8) 配 当 控 除

株式の配当などの配当所得がある場合、その金額に次の率を乗じた額が税額から差し引かれます。

種 類		課税所得金額		1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分
		市 民 税	県 民 税	市 民 税	県 民 税
利 益	の 配 当 等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
私 募 証 券	外貨建証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
投資信託等	外貨建証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(9) 住民税所得割の税率 一律 10％

内 訳	課税所得金額	税 率
市民税	一律	6%
県民税	一律	4%

(10) 調整控除額の計算方法

- 課税所得200万円以下の場合 (1)と(2)のいずれか小さい額の5％を税額から控除
○課税所得200万円超えの場合 (1)から(3)を引いた差の5％を税額から控除
但し、この差が2,500円未満の場合は2,500円
- (1)人적控除の差の合計 (2)課税所得金額 (3)課税所得金額から200万円を差し引いた額
- 合計所得金額が2,500万円超えの場合 調整控除の適用なし

(11) 均 等 割 額

市民税 3,000円 県民税 1,500円 森林環境税(国税) 1,000円

均等割非課税基準(次の算式で求めた額以下の方)

前年中の合計所得が28万円×(本人+同一生計配偶者+扶養人数)+10万+16万8千円

※16万8千円は、同一生計配偶者又は、扶養親族がない場合は加算しない

※16歳未満(平成20年1月2日以後生まれの者)の扶養親族も、扶養人数に含む

令和6年度 市民税・県民税の申告について

この申告は、令和5年中(令和5年1月1日～12月31日)のあなたの所得について申告していただくものです。

別紙の申告書の記載事項は裏面を参考に記入してください。なお、この申告書は、国民健康保険料・後期高齢者医療をはじめとする福祉関係の各種料金算定・軽減・支給などの大事な判定資料になりますので必ず申告してください。

申告書を提出しなければならない方

- 令和6年1月1日現在、香芝市に住所のある方で次に掲げる場合に該当する方（確定申告書を提出した方は、申告は不要です）
 - (ア) 令和5年中に営業・農業・不動産等の所得のある方
 - (イ) 給与所得者で次に該当する方
 - ・給与以外に所得のある方
 - ・勤務先等から香芝市に給与支払報告書が提出されていない方
 - ・令和5年中に退職した方
 - ・2か所以上から給与の支払いを受けている方
 - (ウ) 公的年金等を受給されており、次のいずれかに該当する方
 - ・還付される所得税がない場合で、市民税・県民税だけで医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、扶養控除などの各種控除を受けようとする方
- ※公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は所得税の確定申告は不要です。ただし、公的年金から所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。
- ※令和5年中の収入が公的年金のみの方の中で、昭和34年1月2日以後に生まれた方（65歳未満）は98万円以下、昭和34年1月1日以前に生まれた方（65歳以上）は148万円以下であれば所得控除等に関係なく非課税となるため、市民税・県民税の申告は不要です。
- (エ) 所得のなかった方の内、令和6年1月1日現在、香芝市に住所のある方に扶養されていない方
 - ・学生、被扶養者、無職等で所得のなかった方に加え遺族年金、障害年金、福祉年金等の非課税所得のみの方
- (オ) 扶養者の合計所得金額が1,000万円を超える同一生計配偶者である方
- ※国民健康保険・後期高齢者医療保険等に加入している場合、申告を行わないと保険料が正しく計算されない可能性があります。
- ※申告された内容は、非課税証明・国民健康保険・国民年金・福祉・保育関係事務などの資料となりますので、必ず提出してください。
- 令和6年1月1日現在、香芝市に住所のない方で、香芝市に事業所・家屋敷のある方

申告書を提出しなくてもよい方

- 令和5年分の確定申告書を税務署に提出された、または提出される予定の方
- 給与所得のみで勤務先から香芝市に給与支払報告書の提出がある方
- ※提出の有無につきましては、勤務先でご確認ください
- 公的年金所得のみで、その他に所得がない方 [但し、上記の(ウ)・(エ)・(オ)に該当する場合は申告が必要です]
- 所得がなく令和6年1月1日現在、香芝市に住所のある方に扶養されている方（ただし、扶養者が市外にお住まいの方や、扶養者の合計所得金額が1,000万円を超える同一生計配偶者の方は提出が必要です）
- ※上記1から4に該当した場合でも申告書を送付することがあります。

申告に必要な書類

- 市民税・県民税申告書
- 令和5年中の収支を明らかにできるもの
- 【例 源泉徴収票（源泉徴収票の交付を受けていない人は事業所の給与明細等）、収入や必要経費等のわかる帳簿書類】
- 生命保険・地震(旧長期損害)保険等の証明書(原本)、社会保険料の領収書・医療費控除の明細書(合計金額記載のこと)、医療費通知、親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類、身体障害者手帳等
- 「個人番号（マイナンバー）カード」又は「個人番号（マイナンバー）通知カードと本人確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポート等）」
- ※郵送でご提出される場合は、上記の写しを添付してください。
- ※申告者及び申告者が扶養する親族の個人番号（マイナンバー）が必要です。

申告書の提出場所	香芝市役所	税務課	課税係	電話 0745-44-3307
----------	-------	-----	-----	-----------------

市民税・県民税の計算のしかた

（ ◎市民税・県民税の税額は、均等割と所得割の合計額です。均等割は定額で、所得割額は前年中の所得金額に応じて次の図式によって計算されます。）

前年の所得金額

－

所得控除合計額

=

課税所得金額

×

市民税率

－

調整控除額

－

配当控除額

－

特別税額控除額

－

住宅借入金等

－

寄附金税額控除額

－

外国税額控除額

－

割式等譲渡所得株

=

市民税所得割額

＋

市民税均等割額

=

市民税

所得割額

＋

市民税均等割額

=

市民税年税額

100円未満切り捨て

※令和6年度より市民税・県民税とともに森林環境税（国税）も徴収されます。

1

4

2



3